

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象世帯

### 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

### 上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

#### ■ 申請月の世帯員全員の総収入が、以下を超えないこと

1人世帯	112,600円	2人世帯	161,000円
3人世帯	198,100円	4人世帯	235,100円
5人世帯	273,100円	6人世帯	313,000円

#### ■ 申請時の金融資産が、以下を越えないこと

1人世帯	48万6千円	2人世帯	73万8千円
3人世帯	94万2千円	4人以上の世帯	100万円

#### ■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと  
または、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給額・支給期間

### 月額を支給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：ひと月ずつ3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

### 3 支給のための手続き

## 申請期限は令和3年11月30日です

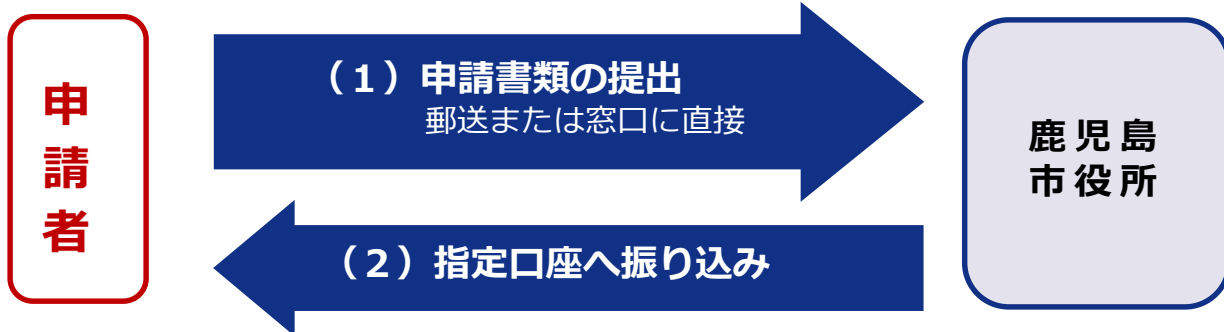
(窓口受付は平日8:30~17:15) ※12:00~13:00は除く

▶鹿児島市役所への申請が必要です。申請方法は、郵送または申請窓口にご提出いただく予定です。

▶申請書に必要な書類は、再貸付の際ご申告いただいたご住所宛てに送付いたします。

また、下記の特設ホームページでご案内する予定です。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。  
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ  
(市)

鹿児島市

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金窓口

099-216-6200

[受付時間] 平日8:30~17:15 (12:00~13:00は除く)

お問い合わせ  
(制度について・  
国)

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

[受付時間] 平日9:00~17:00

特設ホームページ →申請手続きの動画解説を更新予定です



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>

❗ 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。